

令和8年度介護職員奨学金返還支援事業費補助金の交付を希望する方へ

盛岡市は、市内の介護事業所における介護人材の確保・定着を図るための取組の一環として、奨学金を返還している職員の方に対し、返還にかかる費用の一部を補助しています。制度の趣旨を御理解いただき、補助金の活用について御検討くださいますようお願いいたします。

1 補助金の交付要件について

次の要件を満たす方に、補助金の交付を行います。

- (1) 市内に所在する介護保険サービス事業所に勤務する職員であること。
- (2) 人員基準に基づく職員であること。(調理員、事務員、法人本部職員等を除く)
- (3) (1)の事業所を運営する法人に採用され、正規、非正規を問わず勤務形態が常勤(※)であること。
- (4) 令和9年3月31日時点で市内の介護保険サービス事業所に雇用されていること。
- (5) 奨学金を本人名義で借り受け、返還も本人が行っていること。(親名義で借りている教育ローンは対象外)
- (6) 就業を継続する意思があること。
- (7) 他の補助制度を受けて返還していないこと。

※本事業における常勤の定義は、週30時間以上介護保険サービス事業所に勤務していることとなります。有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅の職員と、訪問介護、通所介護事業所等の介護保険サービス事業所の職員を兼務している場合は、介護保険サービス事業所である訪問介護、通所介護事業所等の職員として30時間以上勤務していることが要件となります。

令和7年度以降の新規申請においては、補助対象を人員基準に基づく職員に限定しており、調理員、事務員、法人本部職員等は補助対象外としています。

なお、令和6年度以前に当該補助金の交付決定を受けていた職員については、引き続き補助対象としています。

2 補助対象期間

令和8年度において、交付要件を満たしている月に返還した奨学金を対象とする。

ただし、補助対象月数は通算60月を上限とし、令和7年度以前に補助の対象となった月数がある場合は、当該月数を含めて通算する。

※年度途中で返還を終えた場合であっても、令和9年3月31日まで就業していることが要件となります。

3 令和8年度における補助金の交付金額について

1月当たりの上限額を6,500円とし、返還月額 $\frac{1}{2}$ に相当する額以内の金額を補助することとしておりますが、予算に限りがありますので、交付を希望する方が多数いらっしゃる場合は、今回の確認により把握した希望人数、奨学金の返還金額に基づき補助金額を調整することがあります。

【例】毎月の返還額が14,000円の場合

1/2の金額 7,000円

1月当たりの上限金額 6,500円

このため、補助金額は年額78,000円(6,500円×12か月)が上限となります。

なお、交付希望者が多数あり予算額を超過する場合は、一律の補助率を設定するなどにより、補助金額を減額することがあります。

4 事前確認について

(1) 事前確認方法

補助金の交付を希望する方は、勤務先法人又は事業所(以下「法人等」という。)にその旨をお申し出ください。

法人等で取りまとめを行いますので、希望される方は早めにお申し出ください。

法人等からの回答期限：令和8年10月7日(水)17時30分

※法人等での取りまとめが困難な場合は、御本人に岩手県電子申請システムから直接回答いただく場合があります。

※御本人が直接回答する場合で、岩手県電子申請システムによる回答が困難なときは、令和8年10月1日（木曜日）までに下記担当へ電話で御相談ください。

(2) 添付書類について

令和8年4月から令和9年3月までの奨学金返還額又は返還計画が確認できる書類を、法人等へ提出してください。

（例）

- ・奨学金返還額の通知書
- ・スカラネット・パーソナルのマイページ画面の写し
- ・貸与機関が発行する返還額証明書

※令和7年度に当該補助金の交付を受けた方で、令和8年度の返還額に変更がない場合は、添付不要です。

※当初の返還計画から返還額に変更がない場合は、当初の返還計画が確認できる書類でも差し支えありません。

※返還額又は返還計画に変更がある場合は、現在の返還額又は返還計画が確認できる書類を提出してください。

※ボーナス返還を利用している場合は、ボーナス返還額が確認できる書類を提出してください。

※スカラネット・パーソナルにログインできない場合は、貸与機関へ問い合わせのうえ、返還額証明書等を御準備ください。

5 アンケートについて

補助金の交付を希望する方は、市公式ホームページ内にあるアンケートフォームから回答をお願いします。

【市公式ホームページ】

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kaigoiryo/kaigohoken/1025964.html>



6 今後の予定

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 交付申請に関する御案内 | 令和8年10月から11月頃 |
| (2) 交付申請書受付 | 令和8年11月頃 |
| (3) 交付決定 | 令和9年3月まで |
| (4) 補助事業完了報告及び補助金交付請求 | 令和9年3月31日まで |
| (5) 補助金交付 | 令和9年4月から5月頃 |

7 注意事項

- (1) 事前確認の回答がない場合は、補助金の交付申請ができなくなることがありますので、必ず御回答ください。
- (2) 交付申請に関する御案内は、今回の事前確認において回答のあった法人等を通じて行う予定です。
- (3) 事前確認において回答いただいた返還額等に変更があった場合、勤務先が変わった場合は、速やかに下記担当までお知らせください。

【担当】盛岡市保健福祉部介護保険課業務係 菅野（かんの）
Tel：019-626-7581 Fax：019-651-1181
E-mail：kaigo@city.morioka.iwate.jp